

佐竹史料館施設の貸出について

佐竹史料館の施設については、市民の教育と文化の向上、歴史を生かしたまちづくりおよびにぎわいづくりに資する「歴史や文化」に関する活動にご利用いただけます。

1 要件

歴史や文化に関する活動であること

2 貸出施設、使用料

施設	単位	金額
講義室 ※椅子(50脚)、長机(24台)	午前9時から午後4時30分まで 1時間につき	2,100円
展望テラス	午前9時から午後4時30分まで 1㎡1時間につき	5円
屋外広場		

※1 専用使用者が午前9時から午後4時30分までの時間以外の時間に使用するときの使用料の額は、1時間につき、この表に規定する金額の2倍に相当する額とする。

※2 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数があるときは当該端数を1時間に切り上げる。

※3 専用使用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

(入場料、会費、負担金等が施設の使用料、人件費(専用使用者に係るものを除く。)その他開催に要する経費のみに充てられるときは、適用しない。)

【減免】

対象者	減免割合
(1) 秋田市又は市教育委員会	10割
(2) 秋田市内の小中学校	
(3) 佐竹史料館と密接に連携し、佐竹史料館を拠点に活動する団体	
(4) その他市長が必要と認めるもの	
(5) 市又は市教育委員会が共催又は後援する活動で使用する団体	5割
(6) 文化団体および非営利活動法人等	
(7) その他市長が必要と認めるもの	

※ 減免する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

【料金計算(例：講義室・時間外使用・減免なし・非営利の場合)】

使用時間帯		16:00-18:00	16:00-18:30	15:00-17:00	15:30-17:00
使用時間		2時間	2時間半	2時間	1時間半
15:00-15:30	2,100 円/h			2,100×1h=2,100	2,100×1h=2,100
15:30-16:00					
16:00-16:30		2,100×1h=2,100	2,100×1h=2,100	2,100×1h=2,100	
16:30-17:00	4,200 円/h	4,200×1h=4,200	4,200×1h=4,200	4,200×1h=4,200	4,200×1h=4,200
17:00-17:30					
17:30-18:00		4,200×1h=4,200	4,200×1h=4,200		
18:00-18:30					
		10,500	10,500	8,400	6,300

※ : 1時間に満たない場合は、1時間に切り上げて計算します。

3 使用申請

(1) 受付場所	秋田市立佐竹史料館（秋田市千秋公園1番4号） 事務室（2階）
(2) 受付時間	9時から16時30分まで
(3) 申請方法	窓口申請書を提出 ※遠方などにより来館が困難な方は、お問い合わせください。
(4) 使用料納付	申込時にお支払いいただきます。 〈決済方法〉 現金、クレジットカード、電子マネー

※注意事項：納付された使用料は、原則、還付いたしません。

4 留意事項

(1) 機器の持ち込み

音響や照明など、機器を持ち込む場合は、申請時にお知らせください。

(2) 目的外使用の禁止

許可した目的や内容以外には使用しないでください。

(3) 内容の変更

申請時の使用目的や内容に変更があった場合は、あらかじめお知らせください。

(4) 後片付け

施設の使用を終えたとき、使用を中止したときなど、使用後は必ず施設や備え付けの備品を元に戻し、ゴミはお持ち帰りください。

(5) 使用制限

次の場合は、使用を認めません。

ア 公序良俗を害する恐れがあるとき

- ・銃砲刀剣類登録証のない刀剣および銃器を持ち込む場合
- ・爆発物などの危険物を持ち込む場合
- ・劇薬物、麻薬、覚醒剤などを持ち込む場合
- ・公然とわいせつな行為を行う場合
- ・その他公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合

イ 管理上支障があるとき

- ・騒音、異臭、振動の発生等により、入館者および施設の利用者ならびに近隣住民に著しい影響が予想される場合
- ・施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- ・災害の発生により負傷者が出ることが予想される場合その他防災上の危険が予想される場合
- ・身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬以外の動物を持ち込む場合
- ・飲食が主目的と認められる場合
- ・施設の使用の許可を受けずに物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をする場合
- ・使用時間が、21時から翌日の8時までとなる場合
- ・その他管理上支障がある場合

【お問い合わせ先】

秋田市立佐竹史料館 総務担当

電 話 018-827-5075

FAX 018-827-5107

メール ro-edst@city.akita.lg.jp